

令和5年4月25日

八戸航空基地開隊66周年記念行事における臨時店舗出店希望業者募集要項

海上自衛隊第2航空群司令

標記について、出店希望業者は、下記に基づき申請してください。

記

1 募集の内容

八戸航空基地開隊66周年記念行事における臨時店舗の出店、経営及び撤去を実施する業者（以下「出店業者」という。）の募集

2 設置等の概要

- (1) 出店日
令和5年9月17日（日）
- (2) 出店場所
青森県八戸市大字河原木字高館 海上自衛隊八戸航空基地内
- (3) 予定店舗数
17店舗程度
- (4) 募集する店舗
ア 飲食店等営業（菓子製造業及び喫茶店営業を含む。）
イ グッズ、特産品等の販売業

3 申請資格

- (1) 出店申請書において定める国との取決め事項を遵守できる者
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(6)までに定める者の依頼を受けて本公募に参加しようとするものではないこと
- (8) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく経営の全てを自社で遂行できること

4 申請要領等

次に定める提出書類を作成の上、提出先に対し募集期間内に持参又は募集期間内に到着するように郵送してください。なお、提出された書類は返却しません。

(1) 提出書類

- ア 出店申請書
- イ 事業計画書
- ウ 委任状
- エ 誓約書
- オ 役員名簿
- カ 身元を証明する書類
個人、団体の場合：代表者の住民票
法人の場合：登録簿謄本(写)、又は全省庁統一資格の保有を証明する書類
- キ 食品営業許可証(写)
* 飲食店等営業の場合のみ。

(2) 提出先

〒039-1180
青森県八戸市大字河原木字高館
海上自衛隊 八戸航空基地
電話：0178-28-3011 (内線) 2319 担当：吉田

(3) 募集期間

令和5年 4月 25日(火) 午前8時から
令和5年 6月 9日(金) 午後4時45分まで

5 合否の通知

提出書類に基づき審査を行った上、文書にて通知します。

6 業者説明会

合格した業者にのみ、日時を通知します。
なお、出店内容の齟齬を防ぐため、説明会には必ず出席するものとし(代理者可)、欠席した場合は、出店の資格を喪失するものとします。

7 その他

- (1) 応募数が出店予定店舗数(17店程度)を上回る場合、出店業者の選考を実施します。
- (2) 募集に関する問い合わせ等については、上記の担当職員までお問い合わせください。
- (3) 災害等の要因により、止むを得ず開催を中止することがあります。

出 店 申 請 書

令和5年 月 日

海上自衛隊第2航空群司令 殿

法人・個人等の別	法人・個人・団体	
法人名(団体名)		印*
代表者氏名		
郵便番号	〒	
住 所		
連 絡 先	固定：	
	携帯：	

* 法人の場合は社印、個人又は団体の場合は代表者の印を押印する。

八戸航空基地記念祭（開隊66周年記念行事）における臨時店舗出店業者の公募について、下記取決め事項に同意の上、参加を申請する。

記

取 り 決 め 事 項

1 総 則

(1) 適用範囲

本取決め事項は、八戸航空基地記念祭（開隊66周年記念行事）における臨時店舗の出店、営業及び撤収（以下「業務」という。）について適用する。

(2) 用語の定義

- ア 群司令 海上自衛隊第2航空群司令
 イ 関係職員 海上自衛隊第2航空群司令部監理幕僚
 八戸航空基地隊厚生隊長
 ウ 出店業者 本業務を実施する者

2 実施時期

令和5年9月17日（日）

3 実施場所

青森県八戸市大字河原木字高館 海上自衛隊八戸航空基地内

4 出店業者の決定

出店業者の決定は、群司令が行う。

5 国有財産（土地）の使用

(1) 使用許可

出店業者は、東北防衛局長から国有財産使用の許可を得なければならない、業務の実施に際しては、当該許可に係る条件を遵守するものとする。

(2) 申請の事務

国有財産使用許可の申請に係る事務は、出店者代表者が取りまとめるものとし、その要領については、関係職員が定める。

(3) 許可が得られない場合

出店業者が国有財産使用の許可を得られない場合、群司令は、当該出店業者の決定を取り消す。

(4) 使用料の支払い

国有財産使用の許可を受けた出店業者は、東北防衛局長の指示に従い、その使用料を支払うものとする。

6 業務の内容

(1) 全般

出店業者は、事前に提出した事業計画書に基づき、関係職員の指示に従い、次の各号に示す業務を実施するものとする。なお、本業務の実施に係る費用、水道光熱料、労務、資材及びその他の経費の一切を負担しなければならない。

(2) 設置

ア 出店業者は、関係職員の指示する時間までに出店場所に集合し、関係職員の指示する位置に臨時店舗を設置する。

イ 出店場所は国側の指定した場所で行うこととし、指定した場所に対しての異議申し立ては認めない。

ウ 店舗設置面積は、国有財産使用許可申請において申請した面積の範囲内とし、店舗及び荷物等の集積場所も含むものとする。その面積を越えて設置した店舗及び荷物については、即座に撤去させるものとする。

(3) 営業

出店業者は、開隊記念行事の来場者、海上自衛隊八戸航空基地に勤務する隊員及びそれらに準じる者（以下「利用者」という。）に対し、商品の販売を行う。以下のアからエに違反した場合、営業を認めないものとする。

ア 販売できない商品

出店業者は、以下に示す商品を販売してはならない。

(ア) 酒、アルコール類（土産物を除く。）

(イ) 法令等の定めにより営業許可が必要とされるものであって、出店業者が当該許可を受けていないもの

(ウ) その他、開隊記念行事に相応しくないものとして群司令又は関係職員が定めるもの

イ 火気等の使用

(ア) 火気・電気を使用する場合は、設計標準使用期限が過ぎていない消火器を必ず持参すること。

(イ) ガソリン等を使用する場合は、火災予防条例第31条、32条に則った処理を実施するとともに、必ず金属製容器に入れること。

(ウ) 屋外での営業となるため、電気の使用については持参した発電機を使用すること。基地施設の電気の使用は認めない。

(エ) 水の使用については、持参したものを使用すること。トイレを除く、基地施設の水道の使用は認めない。また、発生した汚水についても、出店業者が回収すること。

ウ ごみの処理

出店業者の販売する商品から発生するごみの処理については、関係職員の定めるところに従い、適正に実施するものとする。

エ 営業に係る責任

出店業者は、臨時店舗の失火、商品の瑕疵等について一切の責任を負い、利用者又は関係職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応するものとする。

オ 名義の使用

出店業者は、自己の営業上の取引に関して、海上自衛隊等、官公庁の名義を使用してはならない。

(4) 撤収

出店業者は、関係職員の指示する時間までに臨時店舗を撤収する。

(5) 禁止事項

ア 保全

出店業者は、関係職員の与えた指示及び業務の遂行上知り得た情報の保全を遵守するものとし、これを業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

イ 飲酒について

出店業者は、基地内で飲酒をしてはならない。

7 その他

本取決め事項に記載のない事項及び細部については、関連法令の定めによるほか、必要の都度、関係職員と出店業者の間で協議するものとする。

法人(団体)名	
代表者氏名	

火気・電気の使用

*火気・電気を使用する場合、ガスボンベ及びバッテリー等は持参とする。

火気	使用する ・ 使用しない	電気	使用する ・ 使用しない
	使用する場合 プロパンガス 箇所 炭 火 箇所		

店舗内設置予定図 (縦×横計 36 m²)

m

m

- * 1 火気、電気を使用する場合、使用箇所を明記する。
- * 2 火気を使用する場合、消火器の設置場所を明記する。
- * 3 飲食店の場合、手洗い設備の設置場所を明記する。
- * 4 商品からごみが発生する場合、ごみ箱の設置場所を明記する。
- * 5 車両を横付したままにする場合は、明記する。
- * 6 設置場所については、業者説明会時に伝達する。

委 任 状

八戸航空基地開隊66周年記念行事

出 店 者 代 表 者

殿

法人・個人等の別

法人・個人・団体

住 所

法人(団体)名

印

代表者氏名

*

* 法人の場合は社印、個人又は団体の場合は代表者の印を押印する。

八戸航空基地開隊66周年記念行事における臨時店舗出店に係る国有財産の使用(国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条の規定に基づく使用をいう。以下同じ。)について、下記の権限を委任します。

記

- 1 国有財産の使用の許可申請に関する事務
- 2 国有財産の使用に係る使用料の納付に関する事務
- 3 国有財産の使用に係るその他の事務

誓 約 書

私
当 社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は、暴力団に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第5により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件等）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

東北防衛局長 殿

年 月 日

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____ 印

* 法人の場合は社印を、個人または団体の場合は代表者の印を押印する。

